

## 平成27年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年8月19日（水）午後1時58分から午後2時37分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員16名  
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）14名
- 4 審議の概要

### 【司会】

それでは議事を進めるにあたり、「会長選出」に移らせていただきます。

前回の委員の任期が5月31日までとなっておりますので、本審議会で改めて会長を選出する必要があるがございます。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、「審議会に会長を1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とされております。

この互選について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

### 【委員】

永井会長を推薦する旨の発言

### 【司会】

ただいま、永井委員のご推薦がございましたが、ご提案のとおり、永井委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

### 【委員多数】

異議なしのご賛同

### 【司会】

それでは、会長を永井委員にお願いしたいと思います。永井委員は会長席にお移りください。

（ 席 移 動 ）

### 【会長】

（会長あいさつ）

改めて、よろしくお願い申し上げます。

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。

今回は、浅野委員と宇野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(浅野委員、宇野委員了承)

それでは、引き続き議事を進めてまいります。

議事(2)の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。

条例施行規則第10条第3項の規定に基づく「会長職務代理者」の指名ですが、「廣瀬君江委員」にお願いしたいと思っております。

廣瀬委員、いかがでしょうか。

(廣瀬委員了承)

ありがとうございます。

それでは、廣瀬委員は、職務代理者席へ移動していただけますでしょうか。

( 席 移 動 )

廣瀬委員、一言、お願いできますでしょうか。

(廣瀬委員あいさつ)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議事(3)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、申し上げます。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

思います。

次の議事（４）と（５）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご質問等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

#### 【会長】

それでは、有害役務営業に関する実態調査以外の説明がひと通り終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がある方は、お願いします。

#### 【委員】

２点お願いしたいのですが、深夜という規定ですが、夜１１時から日の出時となる訳ですが、日の出時というのは、よその条例ですと４時とかと設定されています。

日の出時だと分かりにくいですが、これの方がいいのかどうか、もう少し分かりやすくした方がいいのではないかとということです。

もう一つは、インターネットのフィルタリングの件です。

事業者へ調査に行かれて実態がほぼ１００％近いということですが、青少年のフィルタリング利用状況を見ますと、小学校６２．３％、中学校６０％、高校５０％くらいであり、業者に聞きますと、最初はフィルタリングをかけるが、少しするとラインとかツイッターとかできなくなる。そのため販売店に行き、親が申し立てをして、書面を書いて提出し、フィルタリングを解除してしまいます。

そうすると、実態調査される条例調査員は何人くらいでどういう調査をするのか分かりませんが、かなり書面を出して申し立てをしている人が多いと思います。

この実態はどうなっているのか、ちゃんとそこまで調査できているのか、親の監督責任によるところが多いと思うが、こういった面の啓発はどうしていますか。

#### 【事務局】

まず１点目、深夜の時間の規定ということですが、確かに時間を規定すると分かりやすくなりますが、明るさの状況やいろいろありますので、現在条例で日の出と決められているので、御理解をいただきたいと思います。

それからフィルタリングの利用実態ですが、今年度、事業者等への聞き取り調査を始めたばかりですので、今回の審議会ですとどれくらいあるのかは回答できません。

また、調査結果が固まりましたら、いろんな機会にお知らせしたいと思います。

もう一点、親に対するフィルタリングの啓発という話ですが、昨年度から、保護者に向けたスマートフォンの教室を開いており、その中でフィルタリングの必要性、

重要性をしっかりと理解をしていただくという取組を進めております。

昨年度は、457教室、延べ9,430人の方に受講していただいております。

また、今年度も195教室以上ということで、実際にスマートフォンを触っていただく教室を実施しております。

#### 【委員】

ひとつ要望ですが、図書類の遠隔監視システム付自販機の話で最高裁で勝訴したということで、平成27年3月末では、89台の無届の自販機があるということなんですが、これをどんどん取り締まって限りなく「0」にしていきたいと思っておりますのでがんばって下さい。

#### 【事務局】

実際にその認識はありますので、今も鋭意努力をしているところであります。

#### 【会長】

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、次の議事（6）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

それでは、続いて議事5（オ）の有害役務営業を営む者等の実態調査について説明をお願いします。

（事務局説明）

#### 【会長】

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がある方は、お願いします。

#### 【委員】

素朴な質問ですが、この条例は、18歳未満ということで、高校3年生になると、18歳になる訳ですが、そういう人はこの条例の適用されないのか、違う法律で取り締まることができるのか。

#### 【事務局】

条例で取り締まる対象は、営業する方の業者であって、少年は保護される、守られる立場でございます。

少年については、18歳であっても、高校生という身分を有する者は、不健全就

労という形で補導対象としております。

#### 【委員】

立入店舗数が167店舗あった中で、有害役務営業に該当しない店は、61もあったと説明がありました。

立入調査を端緒に検挙した店につきましては、「性的好奇心をそそる姿態でなかった。」と説明がりましたが、その他の有害役務営業に該当しない店はどういうものがあったのか、条例の網目をくぐり抜けるような営業形態があったのか、もう一点、業者の名簿備付義務違反は罰則規定があるが、施行後間もなかったの、これは立件したのかどうか処分結果についてお知らせいただけるものであれば、伺いたい。

#### 【事務局】

一つ目の、有害役務営業に該当しなかった主な理由ですが、立入調査を端緒とした事件検挙で説明させていただいた、性的好奇心をそそる制服等とまではいけないということで、有害役務営業に該当しないと判断したケースが一番多いと現場の調査員から報告を受けております。

167店舗の店を選ぶ際、通報であったり、インターネット上の情報であったり、そういったものを参考に店舗を選定しておりますが、実際、中に入ってみて該当しないと判断したものであります。

もう一つの名簿の備付義務違反につきましては、条例施行後間もないということもありましたので、行政指導にとどめ、事件化はしておりません。

当然、一回の立入で終わる訳ではありませんので、引き続き、違反があった店には是正措置の確認もしていきます。

#### 【委員】

今回の風営法の改正に関して、客にダンスをさせる営業に関わることで、4号営業は社交ダンスと思われるが、若者が踊る場所は、風営法の規制対象から外れるのか。若者が集まって踊るディスコ等はまだまだたくさんあると思うが、その辺は、どう考えているのか。

#### 【事務局】

4号営業のダンスホール等は風営法の規制対象から除外されます。

委員のおっしゃられたナイトクラブ、ディスコは、現在の3号に該当するので、今回の改正で除外される訳でなく、照度等で区別されることとなります。

#### 【委員】

では、ディスコが夜12時過ぎてやっていた場合は取り締まる対象となるのか。多分、12時に終わらない気がしますが、その辺はどう考えていますか。

**【事務局】**

時間外営業をしている風俗店であれば、警察官が確認に行きますので、営業時間が禁止時間となれば、取締りの対象となります。

**【委員】**

質問ですが、照明の明るさで10ルクスとは何か特別区分けする根拠があるのか。

**【事務局】**

法律の改正の中で、これを定めておりますので、背景は明言できませんが、規制が照度によって緩くなると理解しております。

基本的に事務局から説明があったとおり、ダンス営業については、風俗営業から除外されると聞いており、報道によりますと若者が深夜に騒ぎ、今後住民の苦情等につながるのではないかと危惧されております。

**【委員】**

J Kビジネスを規制することをなされた訳ですが、J Kビジネスを取り締まれば、また違った形で表れるので、そういった居場所のない子どもを健全育成にするという施策、例えば、居場所となる所を広く地域に設置するとか、地域の諸行事に役割を担わせるなど、健全育成の立場で育成する観点の取組が必要であると思います。

J Kビジネスの規制を全国に先駆けてやったということですので、健全育成の取組も全国に先駆けてやっていただきたいと思います。

**【事務局】**

微力ながら、農作業体験、大曾根駅での清掃活動などに県警も取り組んでおりますので、そこをより充実させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

民間のボランティアのお力添えがないとなかなかできませんので、これからも幅広く声を掛けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【委員】**

保護司をしておりますと、子どもが中学校くらいから不登校になり、家出を繰り返すことがよくあります。

そして、深夜に出歩いていてレイプされてしまったこともありました。

問題行動を起こす子どもたち、そういう子どもに大人としてどう関わったらいいのか。社会で活躍する大人に育てていくにはどうしたらいいのか、規制も大切ですが、根本的なところから始めていった方がいいかと思っております。

一番大切な時期、乳幼児期の育ちが、思春期から18歳にかけて問題を起こすことに影響しているのではないかと思います。0歳から5歳に、喜怒哀楽という感情、情動をしっかり育て、それから健康に発達して思考へと繋がっていく、その繋がりが

を大切にしていきたいと思います。

そのために、何をしたらいいのか。五感を育てることが大切、それで脳に刺激を与えて、情動に繋げていく。そういう感性を育てれば、正しい言動と行動ができる大人に育っていくという話を保育士の集まりでさせていただきました。

子育て支援をする育成者を育てるのは予算が必要です。今の子育てをするお母さんは大変で、子どもと2人で24時間は家に居られないということで、どんな雨風があっても子育て支援で開放されている保育園に来られます。

2人でいると頭がおかしくなりそうだと、それだけお母さんたちは、今の生活がいっぱいいっぱいで、そんなお母さんを助けるために、子育て支援は必要です。その支援のための育成者を育てる予算を立てていただきたいと思います。

それで、先ほどの18歳、19歳の子で保護司の担当は終わったのですが、「どこに相談にいったらいいのか分からない。また家出してしまった。どうしたらいいですか。」「子どもがはさみを持ってきて自分が自殺するか、母親に向けておまえを刺すかどっちがよいのだと言われた。」と涙ながらに相談を受けたことがあります。

そういうお母さんたちは、大きくなった子どもが手に負えないのですね。

サポートセンターや子ども・若者支援地域協議会を作っていたので、そこに繋いでいきたいのですが、役所の相談窓口は、お母さんたちには、敷居が高いので行けないのが現状です。

そこで、そこに繋げていくための相談窓口を中学校区に一つでいいので、子どもたちがスポーツをしに集まってくる場所やお母さんたちが子どもを連れて遊びに集まってくる場所に、何でも相談窓口を作っていたらと思います。

規制も大切ですが、根本的なことをしていただけたらと考えております。

### 【事務局】

社会活動推進課におきましては規制だけでなく、様々な青少年のための県民運動を展開しております。

非行問題に取り組む県民運動を毎年夏休みと冬休みの時期に、また、11月には子ども・若者支援県民運動を、そして、先ほど五感を育てることの重要性や、家庭教育の話が出ましたが、2月には「家庭の日」県民運動、10月には「青少年によい本をすすめる県民運動」を展開しております。

今4つの県民運動について話しましたが、これらにつきましては、ボーイスカウト連盟、青少年アドバイザー連絡協議会など県内の様々な団体に支援を頂いて、県民総ぐるみで展開しております。

また、ある程度大きくなって困難を抱える子どもの相談をどこにしたらいいのか分からないという話が出ましたが、子ども・若者育成支援推進法が平成22年4月から施行され、これに基づき、子ども・若者支援地域協議会という、これまで子ども若者に関わってきた様々な行政機関のネットワーク作りを現在進めているところでございます。

この協議会につきましては、県で一つのネットワークというのではあまり実効性

がないので、住民に身近な市町村の単位で、警察、保健所、児童相談所、ハローワーク、県立高校などがネットワークを組んで、どこか一つの窓口で受け付けてもらえれば、その子にとって最も適切な機関に繋いでもらえるということを想定しています。

まだ県内全域で出来上がっている状況ではありませんので、県としましては、住民に身近な市町村レベルでこうしたネットワークが設置されることを推進していきたいと思います。

#### 【会長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。いろいろな意見が出ましたので、事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にさせていただきたいと思います。

最後に議事（7）「その他」に移ります。

それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

#### 【委員】

冒頭の部長のあいさつで、刈谷と日進で起こった青少年の犯罪について触れられました。教育現場にいるものとして、胸を痛めつつ、日ごろは子供たちに自他共の生命を大事にするということを、折にふれて伝えているわけですが、なかなか伝わり切らないという現実があることを謙虚に受け止めております。特に日進の事件につきましては、サバイバルナイフが凶器になりました。加害者は複数のサバイバルナイフを購入し、殺害時にその購入したサバイバルナイフを使ったということが報道されております。規制することが正しいこととは思っておりませんが、例えば人を殺害する凶器となったサバイバルナイフは、有害がん具として指定を受けておりません。当然販売規制もございません。しかし今回の場合は、インターネットで購入していますが、凶器となるようなものが、まるでおもちゃのように興味本位で購入できるという現状は非常に問題であると思います。起きてからではなく、予防としてこういったことが起こらないように全体の体制として、何らかの手は打っていかねばならないのではないかと思います。例えばサバイバルナイフ的なものを有害なものとして販売規制する、あるいはインターネットで本当に凶器なるものを買ってしまう状況で、子供たちは何気に興味あるものを購入する。今スマホの使い方とかコンピュータの使い方とか、学校でもモラル教育は行っておりますが、もう少し全体的な動きとして、そういったことが考えられないかと思っておりますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

#### 【会長】

今のご発言に対して、事務局なにかございますか。

### 【事務局】

日進の事件につきましては、大変心を痛めており、何か対策を講じなければと思っております。よろしければ、出席いただいた委員の皆様へ、ご意見を頂戴できればと思っております。ここでいただいた意見をもとに事務局で今後について検討していきたいと考えておりますので、まずは皆様のご意見を聞かせていただければと思います。

### 【会長】

今の事務局からご発言に対して、委員の皆様の中で、なにかご意見はございますか。

### 【委員】

悲しい事件で、被害者、遺族の方に哀悼の意を表したいと思っております。事件への対応としまして、8月の初旬に県立高等学校長会議を開催し、今回の事件を踏まえて、生徒の把握に努めていただきたいと教育長から各学校長に対して指示をしたところでもあります。学校としてできることについて限界がありますが、アンテナをさらに高くすることはもちろんのことですが、一番子どもたちの身近にいるのは友人であり、周りの子どもたちですので、そうした子どもたちへのアンテナを高くして、何かおかしいなあという状況に対して、信頼できる大人に繋げていける状況をつくっていくことが、地道なことですが大切なことだろうと思っております。これを先生方に校長を通じて伝えていくのかなあと。そのために学校で教師と子どもたちとの信頼関係が一番大切でありますので、そうした話も改めてしたところがございます。もちろん学校だけでは限界がありますので、家庭、地域等との連携、もちろん警察を含め関係機関との連携というのは、愛知県では県教育委員会と県警との間で協定を結んで連携を密にするということで取組みを積極的に始めておりますし、市町村においても協定を結んで取組を始めている。会議をするだけではなく、学校、地域、家庭と具体的に取組んでいけるような状況をつくっていくことが必要であると思っております。

### 【会長】

ありがとうございました。他の委員の皆様で、何かご意見ございますか。

### 【委員】

個々の事件については、一切コメントできない立場ですので、これから申し上げることは名大生、日進、あるいは刈谷のことでもございません。

家庭裁判所では、今から15年ほど前から全国の重大少年事件20例くらいの特徴点を見出して公表しております。

皆様の熱意は大変すばらしいと思っておりますが、この公表結果からみると、かなり難

しいと思います。どの事件も通常の教育現場、あるいは通常の地域活動ではなかなか見出せない、見えにくい少年たちが多いのです。

単純に分類すると、単独犯とそれ以外に分かれます。単独犯は分かりにくいです。単に凶器収集という共通項はあるものの、それだけで犯罪を起こすことはありません。少年自身の生まれてからの持ち味、エピソードがあり、そこで大きくゆがんでしまう。あるいは本人自身も分からないことがあります。自殺願望や自分の体を傷つけているなどの共通点がありました。

集団の方は、まだ分かりやすい。集団は、2人共犯とそれ以上に分けられます。多人数の場合は、地域活動あるいは教育現場、教育から外れている場合は仕方がないのですが、結構見えやすく、なんとか食い止められる術があると思います。2人共犯の場合は、うち1人がかなり重症な人であるため、なかなか見えにくい点があります。凶器収集という共通点は、15年以上前からありますが、今はネットでどんどん購入できますので、規制するとか、それを何とか防ぐとかということはかなり難しいと、この15年間ずっと思ってきました。

では何ができるかという、サインは出ている少年もいる、サインを出している少年もいる、出していない少年もいますが、出している生徒、少年に対しては身近にいる大人が引き上げて、先ほど話がありました、どこかに繋がれば、適切などころにもっていけるといえることが必要です。象徴的な言い方をしますと、単独犯を未然に防ぐことは難しいというのが、現場の感覚です。ところが集団、2人それ以上の場合はまだ見えます。だから、防ぎようがあります。こういうと絶望的に聞こえるかも知れませんが、先ほどお話があったように、0歳児から小学校入学前まで、いろいろな関係者が関わっておりますので、自分のところでは分からなくても、キャッチしたところが適切どころに繋いでもらえば予防は可能です。この審議会においても、できましたら児童精神科医とか、子どもたちの病気が分かっている方がいればよいと思います。弁護士はお見えになりますが、精神科医特に児童精神科医がいればよいと思います。非常に難しいですが、先ほどお話があったように生まれてから、支援団体がネットワークを密にして、どこかに声をかけたら適切どころに繋がるといったところをやっていくしかないと思っています。

#### 【会長】

ありがとうございました。他の委員の皆様で、何かご意見ございますか。

#### 【委員】

いろいろお話がありました。最初に委員からお話があった刃物の規制のことについて考えを述べさせてもらいます。県警本部としてサバイバルナイフを有害器具として指定することについて異論はございません。他県の状況を調べてみますと、愛知県の場合はこれまでにバタフライナイフ、ペン型ナイフ、ダガーナイフと順次規制されてきており、個別にやってきておりますが、こういった指定方法は全国で17県ほどでございます。個別であっても、もっとたくさんの規制をしている県が

12県ほどありまして、もっと広く包括的にナイフの販売そのもので規制をかけている県が17県ほどで、3分の1程度ずつに分かれております。このような状況で今後規制することにつきましては、あくまでも「売る」ことを規制するもので、ナイフがすべていけないというものでもございませんので、使い方によって、目的によっては当然いいこともございます。インターネットもございますが、販売する側が年齢確認とかがしっかりできるような形で規制する必要があるのではと考えております。

**【会長】**

ありがとうございました。他の委員の皆様で、何かご意見ございますか。

**【委員】**

本日初めて出席させていただきましたが、子どもを取り巻く環境として、「保護育成」というのは、「死なない」、「殺さない」ということであると思いますが、本日のお話、例えば「有害図書の規制」とかというものが、今現在起こっている子どもがどんどん死んでいく状況とどう繋がっていくかが、今一つ良く分からない。繋がっているように見えないように思います。冒頭にありました部会、第1部会、第2部会によって、第1部会で有害興行・広告、第2部会で図書・がん具ということですが、昭和のままというか、このことが例えばネットの話、中身では出てくるのですが、一番影響があるのは活字でも、テレビでもなくインターネットであると思いますが、それを部会で話し合うべきであると思います。その点もよく分からない点がございます。先ほど委員からお話がありましたが、子どもの問題の解決策はそんなに簡単には見付かるものではございません。少なくともこういう会議があるならば、今緊急に起こっていることと常にリンクしながら考えていかないと、健全は健全であるが、どんどん子どもが死んでいくという状況に歯止めがかからないという気がします。

**【会長】**

ありがとうございました。他の委員の方、何かご意見ございますか。

**【委員】**

昨年の12月に本審議会が開催されまして、「JKビジネス」について話し合いをしました。それで愛知県警がすばやくこの条例を作って取締を行ったということで、今後有害がん具につきましても、早急に取締の対象にして愛知県警が動いていただければ。「JKビジネス」も素早く動いていただきましたので、是非こうすることで犯罪のないようにお願いしたいと思います。

ありがとうございました。他の委員の皆様で、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からたくさんのご質問、ご意見等が出されました。事務局は、出された意見等を今後の参考にしていただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様方には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

**【司会】**

永井会長ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上